

2019年10月 9日

消費者庁 消費者制度課 消費者契約法担当者様

## 消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書 において提案されている考え方に関する意見

東京都生活協同組合連合会  
専務理事 秋山 純

日頃の消費者行政へのご尽力、また、消費者契約法の平成30年の改正の際の付帯決議の具体化に向けた対応法のあり方等に関する検討を進められていることに敬意を表します。

今回提示されました「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書において提案されている考え方」に関しまして消費者契約法の目的に沿い、法改正が行われるよう以下に意見を申し述べます。

### 1 いわゆる「つけ込み型」勧誘について

#### (1) 【考え方Ⅰ】消費者の判断力に着目した規定について

「① 断力が著しく低下した消費者が、②不当な内容の契約を締結した場合には、契約を取り消すことができる旨の規定を設ける」ことに賛成します。

判断力低下につけ込んだ契約を取消することができるという規定ができることは、現状でも多く発生している事業者が消費者の事情を不当に利用しているという事案を広く救済することになり、賛成します。

②について「(ア) 消費者の生計に著しい支障を生じさせる契約について消費者に取消権を付与することを原則としつつ」の「消費者の生計に著しい支障を生じさせる契約」は削除してください。

不当な契約はそもそも内容が不当であるから取消権が認められるべきであって、生計に支障が生じるか生じないかが判断の基準となつてはならないと考えます。

「(イ) 親族等の適当な第三者が、契約の締結に同席するなどの一定の関与をした場合には、これを考慮して取消しの可否が決まるような規律を設ける。」ことには反対します。

「親族等の適当な第三者」の位置付けが明確ではありません。親族であっても、利益相反などの理由から、必ずしも本人の意思決定を支援するものとして適切であるとは限らないことや、成年後見人となっている弁護士等が本人の財産を着服したなどの事例からも、「適当な第三者」を定めることにむつかしさがあると考えます。

#### (2) 【考え方Ⅱ】「浅慮」、「幻惑」という心理状態に着目した規定について

「「浅慮」については、検討時間を不当に制限し、当該時間内に契約を締結しなければ利益を得ることができない旨を告げる行為に係る規律を設ける。」とされていますが、時間の制限のみにすることなく、

「浅慮」状態になった場合の規律を設けるよう求めます。

「浅慮」の状態は、検討する時間だけでなく、威圧的と受け止められる勧誘行為など消費者が正しい判断ができなくなるような事業者の様々な言動や態度によっても引き起こされることが考えられます。検討時間だけでなく、事業者の言動や態度なども含めて「浅慮」状態に対応する規律を設けるよう求めます。

## 2 平均的な損害の額の立証負担の軽減について

「平均的な損害の額」の算定は事業者の責任で行うよう制度の変更を求めます。

「平均的な損害の額」の算定に必要な資料等は、事業者固有のものであり、それが公正なものであることを立証する責任は事業者にあるはずで、取得できる情報量が少なく、また客観的資料の入手がむずかしい消費者が立証すべきものではないと考えます。

## 3 契約条項の事前開示及び消費者に対する情報提供について

### (2) 消費者に対する情報提供について

イ【考え方】解約料等に関する事項の情報提供の努力義務

事業者が解約料等に関する事項について、必要な情報を提供するように努めなければならないという規定を設けることに賛成します。

解約料をめぐるトラブルを未然に防ぐためには、事業者は解約料等について少なくとも契約締結時には消費者に告知する必要がある、この努力義務の規定は必要だと考えます。

## 4 その他

今回の研究会報告書には「I. はじめに」の部分で『今後、消費者と事業者の双方の関係者を加えた議論に委ねることとしたい。』と述べられており、消費者契約法の目的と趣旨に沿った形で、消費者利益の擁護をはかるよう幅広くかつ、丁寧に消費者からのヒアリングを実施し、法改正に反映させていただきたい。

そうした意味からも今回、消費者庁が設置された研究会は、関係法のあり方に関する議論を行うためとはいえ、学識経験者のみによる委員構成であった。今後の消費者契約法の改正に向けて、こうした議論のプロセス、研究会の設置や委員構成に関する是非などに関しても消費者側の意見を聞きながら、すすめていくよう求めます。

以上